

平成 25 年 5 月 8 日

各企業・団体の所属長 殿

大分県エコ通勤割引利用推進協議会長

「エコ通勤割引パス」申請者の通勤方法の証明について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

本協議会では、地球温暖化防止を図るため、通勤時の交通手段を自家用車等から公共交通機関に乗り換える「エコ通勤」を推進するため、バス事業者のご協力により、平成 25 年 7 月から下記のとおり「エコ通勤割引」を実施します。

つきましては、貴所属の従業員の方から、エコ通勤割引パスの交付を受けたいとの申し出がございましたら、お手数とは存じますが、事実確認の上、様式第 1 号「エコ通勤割引パス交付申請書」により、通勤手段の証明を行っていただきますようお願いいたします。

なお、当該証明は、申請者の現在の通勤方法が「自動車（自動二輪車を含む。）又は原動機付自転車による通勤」であることの実事確認を行うだけのものであり、それ以上の責任等が貴職に発生するものではないことを念のため申し添えます。

記

- 1 割引対象者：大分市内及び別府市内の事業所に自家用車、自動二輪車又は原動機付自転車で通勤する方
- 2 割引の実施日：平成 25 年 7 月 1 日（月）以降の毎週水曜日（祝日を除く。）
- 3 対象バス事業者：大分バス株式会社、大分交通株式会社、亀の井バス株式会社
- 4 対象路線：対象バス事業者の、大分市内及び別府市内を発着する一般路線バス（高速バス、空港連絡バス、定期観光バス、コミュニティバス、特急バス、臨時バスを除く。）
- 5 「エコ通勤割引パス」の申請方法：
「エコ通勤割引パス交付申請書」（様式第 1 号）と「エコ通勤割引パス」（様式第 2 号）に必要事項をご記入の上、大分県エコ通勤割引利用推進協議会事務局までご提出ください。

<問い合わせ・連絡先>

大分県エコ通勤割引利用推進協議会事務局
（大分県生活環境部地球環境対策課）

TEL：097-506-3034

FAX：097-506-1749

Eメール：a13020@pref.oita.lg.jp